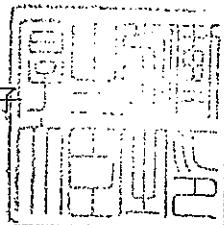


厚生労働省発老0228第1号
平成24年2月28日

社会保障審議会
会長 大森彌 殿

厚生労働大臣

小宮山 洋子



諮詢書

(東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正について)

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第53号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

○ 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十三年厚生労働省令第五十三号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第二百十八号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において行われるものに限る。以下「基準該当訪問看護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は、常勤で一以上とする。

2 前項の規定は、平成二十四年九月三十日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用する。

第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第二百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において行われるものに限る。以下「基準該当訪問看護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は、常勤で一以上とする。

2 前項の規定は、平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用する。

第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四章（同令第六十条の規定を除く。）の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。

第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四章（同令第六十条の規定を除く。）の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。